

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項の一部改正について

改正理由：教員養成カリキュラム改革推進本部の名称変更及び教育支援に関する内容の充実・強化に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p><u>国立大学法人東京学芸大学カリキュラム改革推進本部要項</u></p> <p>(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、<u>カリキュラム改革推進本部</u>（以下「<u>推進本部</u>」という。）を置く。</p> <p>(目的) 第2条 推進本部は、東京学芸大学の教養教育を含む学部及び大学院における<u>教員養成カリキュラム及び教育支援に関するカリキュラム</u>（以下「<u>教員養成カリキュラム等</u>」という。）の充実・強化を図り、<u>初等・中等教育の優れた教員及び有為な教育者を多数養成する全学的体制</u>を構築するための施策を立案するとともに、既設の関係委員会等との連携の下に、当該施策の実施を促進することを目的とする。</p> <p>(業務) 第3条 前条の目的を達成するために、推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1) 教育活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案並びに中期計画の推進 (2) <u>教員養成カリキュラム等</u>の検証及び充実・強化施策の立案並びに授業科目の開設に関する業務 (3) 教員養成に関わる教育組織及び支援体制の検証並びに充実・強化施策の立案に関する業務 (4) 教員養成に関する法制度改正への対応に関する基本方針の策定に関する業務 (5) カリキュラム改訂及び課程認定申請等に関する基本方針の策定に関する業務 (6) 教員養成における教育委員会等との連携協力に関する施策の立案に関する業務 (7) その他<u>教員養成カリキュラム等</u>の改革に必要な業務</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この要項は、令和5年7月27日から施行する。</p>	<p><u>国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項</u></p> <p>(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、<u>教員養成カリキュラム改革推進本部</u>（以下「<u>推進本部</u>」という。）を置く。</p> <p>(目的) 第2条 推進本部は、東京学芸大学の教養教育を含む学部及び大学院における<u>教員養成カリキュラム</u>（以下「<u>教員養成カリキュラム</u>」という。）の充実・強化を図り、<u>初等・中等教育の優れた教員を多数養成する全学的体制</u>を構築するための施策を立案するとともに、既設の関係委員会等との連携の下に、当該施策の実施を促進することを目的とする。</p> <p>(業務) 第3条 前条の目的を達成するために、推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1) 教育活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案並びに中期計画の推進 (2) <u>教員養成カリキュラム</u>の検証及び充実・強化施策の立案並びに授業科目の開設に関する業務 (3) 教員養成に関わる教育組織及び支援体制の検証並びに充実・強化施策の立案に関する業務 (4) 教員養成に関する法制度改正への対応に関する基本方針の策定に関する業務 (5) カリキュラム改訂及び課程認定申請等に関する基本方針の策定に関する業務 (6) 教員養成における教育委員会等との連携協力に関する施策の立案に関する業務 (7) その他<u>教員養成カリキュラム</u>の改革に必要な業務</p> <p>〔省略〕</p>